

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨業務等の委託について (情報項目の追加及び委託内容の変更)
----	---

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号(業務委託)

(担当部課：健康部健康づくり課)

事業の概要

事業名	特定保健指導・非肥満保健指導・生活習慣病重症化予防事業												
担当課	健康づくり課												
目的	生活習慣病の発症及び重症化の予防												
対象者	特定健康診査を受診し、要保健指導と判定された者												
事業内容	<p>1 概要</p> <p>特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクの高い者に対し、生活習慣の改善及び生活習慣病の予防のための特定保健指導を実施している。また、特定保健指導の基準には該当しないが、生活習慣病の発症リスクを有する者に対し、平成25年度より非肥満保健指導を実施している。</p> <p>特定保健指導については、医療機関に委託し（平成19年度第7回情報公開・個人情報保護審議会了承済み）、特定保健指導及び非肥満保健指導は、民間事業者に委託し、実施している（平成24年度第7回同審議会了承済み）。</p> <p>また、対象者が相談しやすい環境を整え、即時に予約受付を可能とすることで利用促進につなげるため、利用勧奨についても同民間事業者に委託して実施している（平成29年度第5回、平成30年度第6回同審議会了承済み）。</p> <p>さらに、健診結果（血圧・脂質・血糖）が厚生労働省が定める標準的な健診・保健指導プログラムの受診勧奨値を超えている者に対し、受診勧奨を行えるよう、委託内容の変更を行った（平成30年度第6回同審議会了承済み）。</p> <p>この度、厚生労働省の「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」において、保健指導の継続支援について、面接（対面、オンライン）、電話、電子メール、FAX、手紙、チャットといった、対象者への支援方法について、あらためて示された。現在、当区の保健指導は、面接、電話、手紙により行っているが、対象者と電話が繋がりにくい場合、手紙だと時間を要してしまい、支援期間が長期化する場合がある。対象者の利便性向上を図るとともに、効果的・効率的な保健指導の実施するため、支援の実施方法に電子メールを追加する。また、面接相談の実施方法にオンラインによる支援を追加する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>保健指導の実施方法について、電子メールでの指導やオンラインによる面接相談が行えるよう、委託内容の変更を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">特定保健指導</td> <td style="text-align: right;">約300名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">非肥満保健指導</td> <td style="text-align: right;">約100名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">利用勧奨（特定保健指導・非肥満保健指導）</td> <td style="text-align: right;">約2,000名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受診勧奨（特定保健指導重複者含む）</td> <td style="text-align: right;">約500名</td> <td></td> </tr> </table> <p>※個人情報の流れは、資料67-1のとおり。</p>	特定保健指導	約300名		非肥満保健指導	約100名		利用勧奨（特定保健指導・非肥満保健指導）	約2,000名		受診勧奨（特定保健指導重複者含む）	約500名	
特定保健指導	約300名												
非肥満保健指導	約100名												
利用勧奨（特定保健指導・非肥満保健指導）	約2,000名												
受診勧奨（特定保健指導重複者含む）	約500名												

件名 特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨業務等の委託について(情報項目の追加及び委託内容の変更)

※太字ゴシック(下線)が平成30年度第6回情報公開・個人情報保護審議会了承済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	特定保健指導・非肥満保健指導・生活習慣病重症化予防事業
委託先	公募型プロポーザル方式等による事業者選定により決定
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>【委託先に提供する項目】 氏名(カナ・漢字)、生年月日、性別、住所、電話番号、保険証記号番号、人間ドック等結果、特定健康診査の受診結果(問診結果、身体測定結果、検査結果、医師判定、健康診査実施機関の番号及び名称、受診年月日)、受診番号、特定健康診査受診券整理番号、特定保健指導及び非肥満保健指導利用券整理番号、特定保健指導利用券及び非肥満保健指導利用券の有効期限、過去の特定健康診査・特定保健指導・非肥満保健指導の利用状況(利用歴及び結果)</p> <p>【委託先に収集させる項目】 メールアドレス(※電子メール等での支援を希望する者のみ)</p>
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(委託先のシステム、CD-R)及び紙
委託理由	厚生労働省は、特定保健指導の実施にあたり、多くの対象者に確実かつ良質なサービスを低廉に確保できるよう、外部委託を推奨している。 対象者の利便性向上を図るとともに、効果的・効率的な保健指導の実施するため、支援の実施方法に電子メール、FAX、チャットを追加し、面接相談の実施方法については、オンラインによる支援を追加する。
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定健康診査を受診し又は人間ドック等結果を提出し、保健指導を必要と区が判断した対象者に対し、保健指導の実施及び保健指導への利用勧奨を行う。また、健診結果(血圧・脂質・血糖)が受診勧奨値を超えている者には医療機関への受診勧奨を行う。 2 保健指導の実施方法は、面接相談(対面、オンライン)、電話相談、手紙、電子メール、FAX、チャットにより行う。 3 利用勧奨の実施方法は、対象者に対して「利用案内」及び「健康診査の受診結果」の送付及び電話により行う。 4 受診勧奨の実施方法は、対象者に対して、電話及び文書により行う。 5 保健指導、利用勧奨及び受診勧奨の実施の結果については、電磁的に作成し、当該作成したものにより区へ報告する。
委託の開始時期及び期限	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり